

東成瀬村ペレットストーブ等導入促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の一環として、化石燃料の代替えとなる木質バイオマスの普及を積極的に支援し、もって低炭素社会の構築に関する村民意識の高揚を図るため、ペレットストーブ又は薪ストーブ（以下「ペレットストーブ等」という。）の設置に要する経費の一部を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、東成瀬村村費補助規則(昭和44年東成瀬村規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 東成瀬村ペレットストーブ等導入促進補助金（以下「補助金」という。）の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 村内に住所を有する個人又はその他村長が適当であると認める団体。

(2) 購入するペレットストーブ等の税抜き本体価格が4万円以上のものを村内に存する自ら居住する住宅等に暖房用として設置しようとする者。

2 前項の規定にかかわらず、本人及び同一世帯員が、村税等を滞納している者は、補助金を交付しない。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、ペレットストーブ等の本体購入に要する費用の税抜き価格（運送料、設置工事費用及び付属品に係る費用を除く）とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、10万円を上限とし、補助対象経費の2分の1に相当する額とする。この場合において、補助金の算出額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、ペレットストーブ等導入促進補助金交付申請書（様式第1号）を、村長に提出しなければならない。

2 村長は、先着順で補助金の交付申請を受理する。

3 村長は、補助金の交付申請がなされたものの合計額が予算の範囲を超えたときは、それ以降の補助金の交付申請を受理しないことができる。

(交付決定等)

第6条 村長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認める場合は、ペレットストーブ等導入促進補助金交付決定通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者は、ペレットストーブ等の設置を完了したときは、ペレットストーブ等導入促進補助金実績報告書（様式第3号）に、必要な書類を添付して、速やかに村長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、前条に規定する実績報告書の内容を審査し、事業完了の確認後、交付するものとする。

(交付の条件)

第9条 ペレットストーブ等導入促進補助金の交付を受けた者は、補助の対象となったペレットストーブ等の設置後6年を経過することとなるまでは、村長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け又は担保に供してはならない。

2 村長は、ペレットストーブ等導入促進補助金の交付を受けた者が前項の承認を受けてペレットストーブ等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を村に返還させることができる。

3 ペレットストーブ等の設置及び使用にあたっては、その使用による煙の発生について、近隣住宅等に迷惑とならないように留意するとともに、火災予防上の安全を確保しなければならない。

(補助金の返還等)

第10条 村長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 虚偽の申請その他不正行為によって補助決定を受けたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成22年7月1日から施行し、同日以後に購入するものについて適用する。

附 則 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。